

平成 23 年 12 月 7 日

要望項目等に関する最終整理案
[地方税]

【不動産取得税関係】

(他税目に共通するものを含む)

不動産取得税（案）

【延長・拡充等】

（国交要望－３）

- 東日本大震災により被災した鉄道事業法に規定する鉄道事業者が、東日本大震災により鉄道事業の用に供することができなくなった鉄道施設であって、同法に規定する鉄道事業の休止等の届出に係るものに代わるものとして建設する一定の要件を満たす鉄道施設の敷地の用に供される土地を取得した場合には、平成 29 年 3 月 31 日までに行われたときに限り、不動産取得税を非課税とする措置を講ずる。

（文科要望－１）

- 図書館、博物館及び幼稚園に係る不動産取得税の非課税措置について、対象に特例民法法人から一般社団法人又は一般財団法人に移行した法人（非営利型法人であって、遊休財産額が一定の基準を満たすもののうち、年間収入額 5,000 万円以下のものに限る。）が設置する図書館、博物館及び幼稚園を追加する。

（厚労要望－17）

- 老人居宅介護等事業、老人デイサービス事業、老人短期入所事業、小規模多機能型居宅介護事業及び認知症対応型老人共同生活援助事業の用に供する不動産に係る不動産取得税の非課税措置について、対象となる事業に複合型サービス福祉事業を追加するとともに、老人居宅介護等事業に定期巡回・随時対応型訪問介護看護に係る事業を追加する。

(農水要望－４)

- 生前一括贈与に係る贈与税の納税猶予を 20 年以上（貸付け時において 65 歳以上である場合には、10 年以上）受けている者が、農業経営基盤強化促進法の規定に基づき農地等を貸し付けた場合に、贈与税の納税猶予の継続を認められるときは、不動産取得税の徴収猶予を継続する措置を講ずる。

(国交要望－15)

- 新関西国際空港株式会社が関西国際空港及び大阪国際空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する法律の規定に基づく環境対策事業の用に供する土地を取得した場合には、不動産取得税を非課税とする措置を講ずる。

(国交要望－19)

- 宅地評価土地の取得に係る不動産取得税の課税標準を価格の 2 分の 1 とする特例措置の適用期限を 3 年延長する。

(国交要望－20)

- 住宅及び土地の取得に係る不動産取得税の標準税率（本則 4 %）を 3 % とする特例措置の適用期限を 3 年延長する。

(国交要望－26)

- 河川法に規定する高規格堤防の整備に係る事業のために使用された土地の上に建築されていた家屋について、移転補償金を受けた者が、当

該土地の上に取得する代替家屋に係る不動産取得税の課税標準の特例措置の適用期限を2年延長する。

(国交要望－29)

- 新築住宅を宅地建物取引業者等が取得したものとみなす日を住宅新築の日から1年(本則6月)を経過した日に緩和する不動産取得税の特例措置の適用期限を2年延長する。

(国交要望－29)

- 新築住宅特例適用住宅用土地に係る不動産取得税の減額措置(床面積の2倍(200平方メートルを限度)相当額の減額)について、土地取得後の住宅新築までの経過年数要件を緩和する不動産取得税の特例措置の適用期限を2年延長する。

(国交要望－51、環境要望－9)

- 長期優良住宅の普及の促進に関する法律に規定する認定長期優良住宅の新築に係る不動産取得税の課税標準の特例措置の適用期限を2年延長する。

【縮減・廃止等】

(経産要望－17)

- 産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法に規定する認定中小企業承継事業再生計画に従って譲渡される不動産に係る不動産取得税の減額措置を廃止する。なお、平成24年3月31日までに中小

企業承継事業再生計画の認定を受けた者等については、所要の経過措置を講ずる。

(国交要望－34)

- 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構が行う基盤整備事業に伴い、日本貨物鉄道株式会社が取得する家屋に係る不動産取得税の特例措置について、所要の経過措置を講じた上、廃止する。

(国交見直し－3)

- 都市再生特別措置法に規定する都市再生緊急整備地域若しくは都市再生整備計画の区域内において取得する一定の新築家屋（住宅の用に供するものを除く。）に係る不動産取得税の課税標準の特例措置を廃止する。

【その他】

(経産要望－16)

- 独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構が、独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構からの業務移管に伴い承継する不動産について、所要の法整備を前提に、当該不動産の取得に係る不動産取得税を非課税とする措置を講ずる。

(国交要望－9)

- 独立行政法人海上災害防止センターの組織形態の見直しに伴い新組織が承継する不動産について、所要の法整備を前提に、当該不動産の取

得に係る不動産取得税を非課税とする措置を講ずる。